

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件五件

### 告 示

#### 福島県告示第三百五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十四年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 受付期間

平成二十四年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで

#### 二 採用予定数

陸上自衛隊 約二千三百二十五名

海上自衛隊 約五百名

航空自衛隊 約六百名

#### 三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成二十四年九月十七日（月）
口述試験 身体検査	平成二十四年九月二十日（木）、同月二十一日（金）、同月二十六日（水）、同月二十七日（木）、同月二十九日（土）又は同月三十日（日）のうち指定する一日

#### 四 試験予定会場

##### 1 筆記試験及び適性検査

名	称	位 置
会津大学		会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学		いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部		郡山市田村町徳定字中河原一番地
コラッセふくしま		福島市三河南町一番二十号
南相馬市労働福祉会館		南相馬市原町区北町五百三十七番地
白河市産業プラザ人材育成センター		白河市字中田百四十番地

##### 2 口述試験及び身体検査

名	称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地		福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地		郡山市大槻町長右エ門林一番地

#### 五 採用時期

平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬

#### 六 応募資格

平成二十五年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

#### 七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九

（災害対策課）

#### 福島県告示第三百五十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十四年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 受付期間  
平成二十四年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで
- 二 採用予定数  
陸上自衛隊 約五百名  
海上自衛隊 約六十名  
航空自衛隊 約六十名  
試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 口述試験 身体検査	平成二十四年九月二十五日（火）

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

- 五 採用時期  
平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬
  - 六 応募資格  
平成二十五年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
  - 七 問い合わせ先  
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―  
一九一九  
(災害対策課)
- 福島県告示第三百五十四号**  
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十四年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 受付期間  
平成二十四年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで
- 二 採用の区分及び採用予定数  
1 採用の区分  
一般曹候補生  
2 採用予定数  
陸上自衛隊 約二千百名（うち女子約八十名）  
海上自衛隊 約千名（うち女子約六十名）  
航空自衛隊 約七百名（うち女子約七十名）

- 三 試験種目及び試験期日  
1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査	平成二十四年九月十七日（月）

- 2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	平成二十四年十月六日（土）から同月八日（月）までの間の指定する一日

- 四 試験予定会場

名 称	位 置
1 第一次試験	
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
コラッセふくしま	福島市三河南町一番二十号
南相馬市労働福祉会館	南相馬市原町区北町五百三十七番地
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

- 2 第二次試験

名	称	位	置
陸上自衛隊福島駐屯地		福島市荒井字原宿一番地	
陸上自衛隊郡山駐屯地		郡山市大槻町長右エ門林一番地	

五 採用時期

平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十五年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九  
（災害対策課）

福島県告示第三百五十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十八条の規定により、平成二十四年度第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成二十四年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分

航空学生

2 採用予定数

海上自衛隊 約七十名（うち女子若干名）

航空自衛隊 約四十名（うち女子若干名）

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験

種目

試験

期日

平成二十四年九月二十二日（土）

筆記試験（国語、数学及び英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択）  
適性検査

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場

1 第一次試験

名	称	位	置
郡山市労働福祉会館		郡山市虎丸町七番七号	
福島市市民会館		福島市霞町一番五十二号	

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十五年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十五年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十五年三月三十一日までに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十五年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了見込みの者を含む。）のうち、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九  
（災害対策課）

福島県告示第三百五十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項の規定により、平成二十四年度第四次募集期における陸上自衛隊の二等陸士として採用する陸上自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成二十四年九月三日（月）から同年十月一日（月）まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分

看護学生

2 採用予定数  
約七十名

三 試験種目及び試験期日  
1 第一次試験

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、理科、英語及び作文）	平成二十四年十月二十日（土）

2 第二次試験等  
第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場  
1 第一次試験

名 称	位 置
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七番七号

2 第二次試験  
第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十五年四月一日現在で十八歳以上二十四歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十五年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十五年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十五年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了見込みの者を含む。）のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六―一九一九

（災害対策課）